

令和7年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和7年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務の委託先予定者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募します。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務

(2) 業務内容

別添「群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）

(4) 委託上限額

7,700千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

3 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (2) 事業執行にあたり、主催者である県の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (4) 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (8) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと
- (9) 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (10) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること

4 公募・選定に関するスケジュール

(1) 公募期間

令和7年4月23日（水）～令和7年5月16日（金）

(2) 参加申込書提出期限

令和7年5月7日（水） 午後5時まで（必着）

(3) 質問受付期限

令和7年5月9日（金） 午後5時まで（必着）

(4) 企画提案書提出期限

令和7年5月16日（金） 午後5時まで（必着）

(5) プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和7年5月21日（水）（予定）

(6) 受託予定者の決定及び通知

令和7年6月上旬

(7) 契約締結

令和7年6月下旬

5 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答等

本プロポーザルの参加や企画提案書の作成に係る質問を下記のとおり受け付けます。なお、審査に係る質問の受け付けはいたしません。

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年5月9日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

ア 様式

質問票（様式6）を電子メールにより提出してください。ただし、会社名、担当者氏名、連絡先（住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス）を明記ください。

イ 提出方法

件名を「群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務プロポーザルに関する質問」とし、11に記す担当係宛てに電子メールにより御提出ください。なお、電子メール送信後に必ず電話にて着信を御確認ください。

(3) 回答

質問書受付日の翌日から起算して3日以内（土・日曜日、祝日を除く）を目途に、Eメールにより行います。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがあります。

6 参加申込及び参考資料の提供

当プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を期限内に御提出ください。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）

(2) 提出期限

令和7年5月7日（水） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

11に記す担当係宛てに郵送、持参又は電子メールで御提出ください。なお、電子メールの場合は、送信後に必ず電話にて着信を御確認ください。

(4) 要件確認

提出された参加申込書等により、参加資格要件を確認して適否を判定し、速やかにその結果を通知します。

(5) 参考資料の提供

参加資格に適合すると認められた事業者には、令和7年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務企画提案仕様書「5 業務の内容」に記載した資料を提供します。

7 企画提案書の提出

参加資格適合と判定された事業者については、次の書類を期限内に御提出ください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式3）
- イ 企画提案書（様式任意）

次の内容を最低限盛り込むこととします。

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 費用積算（見積書）
 - ・各費用の内訳を盛り込むこととします。
 - ・見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。
 - ・正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼します。
- (ウ) 提案内容
- (エ) 業務スケジュール
- (オ) その他、必要な資料

※仕様書の業務内容を反映し作成ください。

ウ 添付書類

- (ア) 暴力団排除に関する誓約書（様式4）（※注）
- (イ) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（※注）

(3か月以内に発行されたもの。複製可)

(ウ) 直近の決算に係る財務諸表 (※注)

(エ) 課税 (免税) 事業者届出書 (様式5)

(オ) 会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等) (任意様式)

※その他、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

(※注) ウの(ア)(イ)(ウ)については、「令和6年度または令和7年度物件等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

(2) 提出方法

ア 提出部数

「7(1)ア・イ 企画提案書」、「7(1)ウ 費用見積書」、「7(1)エ(オ) 会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等)」は12部

「企画提案書(鑑)」、「7(1)エ 添付書類(ア)～(エ)」は各1部

イ 提出方法

郵送(簡易)書留にすること)又は持参

(持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時の間に御来課ください)

ウ 提出期限

令和7年5月16日(金)午後5時まで(必着)

エ 提出先

11に記す担当係宛て御提出ください。

(3) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

8 審査

提出された書類及び企画提案に関する審査を次のとおり実施し、その結果、最も優れた企画提案を提出した事業者を、受託候補者として選定します。

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 日時

令和7年5月21日(水) (予定)

※詳細については企画提案者に別途通知します。あくまでも現時点の予定であり、都合により変更になる可能性があります。

イ 場所

群馬県県庁舎内会議室

※詳細については企画提案者に別途通知します。

ウ 実施方法

- ・企画提案者によるプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングの所要時間は、一提案者当たり30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答約10分)を予定

しています。

- ・一提案者当たり3名までの出席とします。
- ・原則として、審査当日に新たな説明資料を追加することは認めません。

(2) 審査方法

「令和7年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、別紙「令和7年度群馬県畜産物の流通促進に向けた施策検討のための調査業務審査基準書」に基づき、審査を行います。

(3) 選定方法

- ・提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合があります。
- ・選定委員会の委員(以下、「選定委員」という。)による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行います。
- ・上記の受託候補者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行います。
- ・評価点の合計点数が同点だった場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ受託候補者を決定します。
- ・企画提案者が一者だった場合は、選考委員による評価の合計の平均点が70点以上(100点満点中)の場合、当該企画提案者を受託候補者として特定します。

(4) 審査結果

令和7年6月上旬に、応募事業者全てに通知します。

(5) その他

次のいずれかに該当した場合には、失格とします。

- ・企画提案書の提出期限を過ぎて提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・見積金額が委託上限額を超過している場合
- ・審査の公平性を害する行為があったと県が認める場合
- ・誠実な契約の履行が望めないと県が判断した場合

9 契約締結等の手続

(1) 契約の締結

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、受託候補者と県の間で調整を行い、双方の合意が得られた場合、契約を締結します。

当該協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募者と協議を行う場合があります。なお、契約締結に必要な経費は契約相手方の負担とします。

(2) その他

- ・契約代金の支払は、成果物の引渡しが完了した後に行うものとします。
- ・受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届けを提出するものとします。なお、この場合においては、次順位者を受託候補者とします。

10 注意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (3) 参加申込後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出するものとします。
- (4) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償いたしません。
- (5) 本プロポーザルへの企画提案は、一者一提案のみとします。
- (6) 受託者が主たる業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせて実施することは認めません。なお、業務の性質上、やむを得ない事情又は効率的と認められる場合には、事前に書面で県の承認を得たうえで、委託業務の一部を再委託できることとします。また、再委託等の相手方が当該プロポーザルの入札者となることは認めません。
- (7) 一事業者が複数のプロポーザル入札者の協力者となることは、原則として認めません。
- (8) このプロポーザルの参加に係る手続き、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。

11 担当所属・連絡先

群馬県農政部米麦畜産課畜産経営係

住所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（群馬県庁18階）

電話 027-226-3103 F A X 027-223-3095

E-mail : beibakuchikusan@pref.gunma.lg.jp